

## 1. 経緯

国際頭脳循環の取組強化に向けて、先般、「J-RISE Initiative」がとりまとめられた。今後、研究力の更なる強化のため、海外在住の日本人研究者も含め、海外からの優秀な研究者の招へいなどが進められる中、我が国において生み出された研究成果が我が国に適切に還元されることが重要である。

この点、研究者の職務発明に基づく特許権は、あらかじめ定めた契約、勤務規則等にしがたが、所属研究機関に帰属するため、日本の研究機関は、原則、招へいした外国人の職務発明に基づく特許権を行使すること（含：ライセンス収入）が可能である。

一方、日本に転職する前の海外研究機関での研究成果や日本の研究機関から転職した後の海外研究機関での研究成果と重複がある場合、海外制度（例えば米国における知財制度）との違いを踏まえ、特許権の帰属について適切に対応することが求められている。

## 2. 日米の制度の違いについて

米国には、米国内でなされた発明に対して第一国出願義務を課し外国出願を制限する制度<sup>1</sup>があり、これに違反して外国に出願した場合は刑罰に処される<sup>2</sup>ことが規定されている。また、研究成果に係る営業秘密流用に対しては経済スパイ罪、営業秘密盗用罪で刑罰に処されることも規定されている<sup>34</sup>。

これに対して、日本には特許出願非公開制度があるが、日本でなされた発明で公になっていないもののうち、特定技術分野に該当する発明<sup>5</sup>のみが外国出願禁止とされており、違反者は処罰対象となる<sup>6</sup>。また、研究成果に係る営業秘密侵害罪に対しては不正競争防止法で刑事罰が規定されている<sup>7</sup>。

よって、外国出願の制限について日米間では制度上差異が存在し、違反者は処罰対象となる点には留意する必要がある。

---

<sup>1</sup> 米国内でなされた発明について特許商標庁（USPTO）に出願を行った者は、特許局長の許可を得ない限り、出願後6ヶ月間は外国に出願し、又は外国特許を取得することができない（米国特許法 184 条(a)）

<sup>2</sup> \$10,000 以下の罰金若しくは2年以下の懲役又は両刑の併科（米国特許法 186 条）

<sup>3</sup> 18 U. S. C. § 1831, 1832

<sup>4</sup> 連邦経済スパイ法では、転退職前に記憶した営業秘密を転退職後に利用した場合にも可罰である。

<sup>5</sup> 特定技術分野とは、公にすることにより外部から行われる行為によって国家及び国民の安全を損なう事態を生ずるおそれが大きい発明が含まれ得る技術の分野として、国際特許分類を用いて政令で定めているもの。また、特定技術分野として定めた国際特許分類のうち、保安指定をした場合に産業の発達に及ぼす影響が大きいと認められる技術の分野については、付加要件により技術分野以外の角度からの絞り込みも行ったもの。

<sup>6</sup> 経済安全保障推進法第 78 条、92 条、94 条

<sup>7</sup> 不正競争防止法第 21 条

### 3. 知財の帰属について

2. における状況を踏まえ、大学等<sup>8</sup>の研究者が他の大学等に転職した場合の知財の取扱いについて、「大学等研究者の転職退職時の知財取扱い指針」（2025年3月）<sup>9</sup>を踏まえ以下のとおり整理する。

#### ○転職前大学と転職後大学の未出願発明の取扱い

- ✓ 転職前大学では開示されていなかった発明（「未出願発明」という）に関して、研究者が転職後大学でその内容を開示し出願する場合、2. に記載される制度上の問題に抵触する可能性がある。
- ✓ そのため、転職後大学は、転職後大学で行った出願に係る発明内容の情報開示による営業秘密漏えいの問題、外国出願制限の問題などが生じ得るため、転職前大学と当該発明内容の取扱いについて協議の実施が求められる。
- ✓ また、転職前大学は、未出願発明に係る研究結果を記録し、必要な出願の検討など、その研究成果を適切に管理する必要がある。研究者が転職する際には、必要に応じて当該研究者にインタビューをするなどして、転職前大学で行った発明を適切に開示しているか確認することが求められる。
- ✓ それにより、転職前大学と転職後大学との間では、未出願発明の取扱いについて共通認識を明確化しておくべきである。

○なお、転職前大学と転職後大学の知財の取扱いについては、以下の通り本指針では整理しており、必要な対応を実施すべき。

- ✓ 転職前大学で生まれた知財（基本発明）、転職後大学で生まれた知財（改良発明）のそれぞれの権利帰属（オーナーシップ）、実施許諾（実施料の利益分配）を両大学で協議し、共通認識を明確化する必要がある。

以上

---

<sup>8</sup> 日本における大学及び国立研究開発法人

<sup>9</sup> [https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kenkyuusha\\_kentoukai/pdf/sisin.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kenkyuusha_kentoukai/pdf/sisin.pdf)